

# ○農業用水活用支援事業補助金交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日

最終改正 令和 4 年 1 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 知事は、国営総合農地開発事業で造成された施設において、地域農業の振興に資するため、農業用水を有効活用するための施設の維持管理及び地域営農の活性化を図るための活動の実施に要する経費について、大和高原南部土地改良区（以下「土地改良区」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象となる経費

土地改良区が管理する施設の維持管理及び営農の活性化活動の推進のために要する経費

(2) 補助額

当該経費の 30%以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 土地改良区は、補助金の交付を受けようとするときは、農業用水活用支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 実施計画書（別紙第 1）

(2) 収支予算書（別紙第 2）

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助の指令)

第 4 条 知事は、前条の交付申請書類を受理した場合において適当と認めるときは、土地改良区に対し補助を指令するものとする。

2 規則第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請した土地改良区が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(補助金の概算払)

第 5 条 知事は、補助の指令をした場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 土地改良区は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

(記載事項変更の承認)

第 6 条 土地改良区は、補助の指令を受けた後において、当該指令に係る事業計画について変更しようとするときは、農業用水活用支援事業補助金変更承認申請書（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添えてを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 変更実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める書類  
(指示及び検査)

第7条 知事は、補助の指令を受けた土地改良区に対し必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(実績報告書)

第8条 土地改良区は、補助の指令を受けた年度の末日までに実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙第3）
- (2) 収支精算書（別紙第4）
- (3) その他知事が必要と認めた書類  
(補助金の交付請求及び交付)

第9条 土地改良区は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前8条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。この場合において、第5条第1項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。